

11月は児童虐待防止推進月間



189(いちはやく) 知らせて守る こどもの未来 (令和2年度「児童虐待防止推進月間」標語)

問い合わせ こども支援課 ☎229-3284 FAX229-3451

児童虐待は、児童の権利を著しく侵害し、その心身の成長や人格形成に重大な影響を与えます。多様な家族形態や社会的背景の中で、家庭が本来の機能を果たせず虐待につながる場合も多く、社会全体で早急に解決すべき重要な課題です。児童虐待の早期発見、虐待防止にご理解、ご協力をお願いします。

児童虐待とは

- 身体的虐待**
 殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、家の外に閉め出すなど
- 性的虐待**
 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど
- 心理的虐待**
 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう(DV:ドメスティック・バイオレンス)など
- ネグレクト**
 乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど

児童虐待を防ぐために

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに児童相談所や市の窓口へ連絡してください。市では通告を受けると、関係機関と連携して情報の収集・支援方法の検討をし、必要があれば家庭訪問をするなど協力して家庭支援を行います。

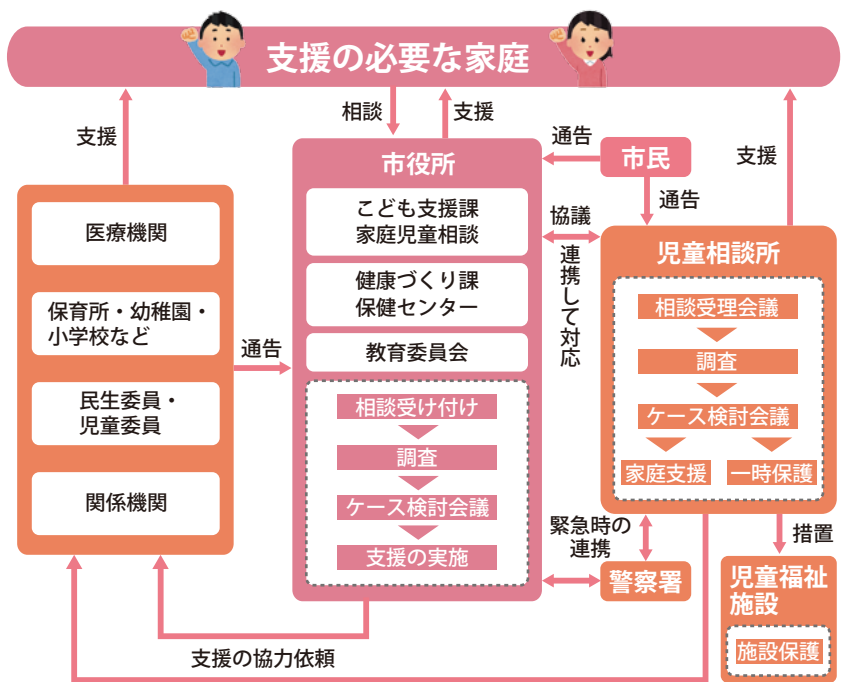
虐待の危険性が高い場合は、子どもを児童相談所で一時的に保護するなど、児童相談所、警察署などと連携して対応します。

体罰等によらない子育てを広げましょう

「しつけ」に際して体罰を加えてはならないことが児童福祉法等改正法で法定化され、今年4月1日から施行されました。

「体罰」によらない子育てを推進するため、子育て中の保護者への支援を含めて、子どもの権利が守られる体罰等のない社会の実現に取り組んでいきましょう。

虐待防止のための体制



児童相談所や市の窓口へご相談ください

- 虐待を受けたと思われる子どもがいたら
 - 自分自身が出産や子育てに悩んでいたら
 - 子育てに悩む親がいたら
- ※相談は、匿名でも行うことができます。相談者や相談内容に関する秘密は守ります。

児童相談所全国共通ダイヤル 189

189番にかけると近くの児童相談所につながります。

ところ	電話番号	ところ	電話番号
こども支援課	☎229-3284	香良洲総合支所市民福祉課	☎292-4302
家庭児童相談(こども支援課内)	☎229-7830	一志総合支所市民福祉課	☎293-3003
久居総合支所福祉課	☎255-8831	白山総合支所市民福祉課	☎262-7015
河芸総合支所市民福祉課	☎244-1703	美杉総合支所市民福祉課	☎272-8084
芸濃総合支所市民福祉課	☎266-2515	三重県中勢児童相談所	☎231-5666
美里総合支所市民福祉課	☎279-8116	津警察署	☎213-0110
安濃総合支所市民福祉課	☎268-5516	津南警察署	☎254-0110